別紙９　非常用発電設備による電力供給負荷一覧

　非常用電源の供給は、建築基準法及び消防法に定められた「防災負荷」、災害発生時の応急対策及び業務継続に必要な「災害負荷」、発電機運転に必要な負荷への対応が必要になる。

　防災負荷に関しては法に拠ること。災害負荷に関しては、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」及び「建築設備設計基準」に準拠し、下表のとおりとする。

■災害負荷の対象表

|  |  |
| --- | --- |
| 対象スペース | 負荷割合 |
| 照明 | 機器・器具用 | 空調 |
| ア．活動拠点室 | ・災害対策部門の諸室（災害対策本部、市長室、副市長室、危機管理課執務室） | 全て | 全て | 全て |
| イ．活動支援室 | ・総務課、人事課、情報統計課、道路公園課、建築住宅課、農林課、水道総務課、水道サービス課、下水道推進課、教育総務課の執務室 |
| ウ．活動上重要な設備室 | ・コンピューター室、電話交換室 |
| エ．市民が利用する室 | ・市役所エントランスホール、市民交流スペース・老人福祉センターの多目的室（福祉避難所） |
| オ．ア、イの付帯室 | ・給湯室 | ― |
| カ．その他の執務室 | ・ア及びイに含まない執務室 | 1/4 | 1/4 |
| キ．活動通路 | ・屋外への通路、ア及びイのそれぞれの室を結ぶ通路 | 1/2 | ― |
| ク．トイレ | ・各階の隣接する多目的、男性用、女性用をそれぞれ1ヶ所以上・老人福祉センター内のトイレ | 全て | 全て |
| ケ．階段 | ・活動通路に接続する2経路以上の直通階段（内、1つは市民福祉センターに隣接するもの） | 全て | ― |
| 対象設備とその範囲 | 負荷割合 |
| コ．エレベーター設備 | ・2基以上（内、1基は市民福祉センターに隣接するもの） | 全て |
| サ．給排水設備 | ・ポンプ等 | 全て |

備考）活動拠点室…災害応急対策活動を行う拠点となる室

活動支援室…活動拠点室の機能を確保するために必要な室

活動通路…活動拠点室の機能を確保するために必要な通路

活動上重要な設備室…活動拠点室の機能を確保する上で重要な設備室